

行政視察報告書

平成 29 年 11 月 10 日

会 派 名 リフォームの会

会派代表者 山 登志浩

(参加者：山登志浩、中野裕二)

行政視察の結果について、次のとおり報告します。

①

年 月 日	平 成 29 年 11 月 6 日 (月曜日)
視察時間	10 : 00 ~ 11 : 30
視 察 先	岐阜市役所
視察項目	市民協働型コミュニティーバスについて

行政視察報告書

①

年月日	平成29年11月6日（月曜日）
視察時間	10:00～11:30
視察先	岐阜市役所
視察項目	市民協働型コミュニティバスについて （講師・交通総合政策審議監 青木保親様）
■目的 平成18年から取り組まれている市民協働型のコミュニティバスについて、岐阜市内において参加する地域が年々増加して取り組みについて、江南市でも取り組めるのか参考にする為に！	
■内容 【導入の目的】 公共交通ネットワークの確立、高齢者等交通弱者の日常生活における移動の確保、公共交通空白地・不便地域の改善、中心市街地の活性化 【運行計画の基本方針】 運行計画は地域住民が主体的に策定する、路線バス、鉄道及びコミュニティバス間の乗継バス停を設置し、公共交通ネットワークを確立する、交通弱者に配慮したバス停間距離、分かりやすいルートを基本とする、路線バスと競合しない、概ね中学校区を一つの地域と定めている、 【現在の運行状況】 平成29年度は19地区で運行している。 【コミュニティバスを支える市民協働の仕組み】 地域住民が主体となった運営協議会を設置し、地域住民、行政、交通事業者の3者が連携して行う、地域住民が計画段階から参画し、自らが経営感覚を持って運営する、地域自らが利用促進に取り組み、収入と経費のバランスを考え運賃等も設定する。 持続できるコミュニティバスの構築として、地域が、継続的に運行計画等の改善に取り組み、最も効率的な運行を考え、利用者を増やしていく。	

■所感

道路運送法等の法律が複雑で、市民だけで導入していくのは困難で法律に詳しい職員の育成が必要不可欠になってくる。導入後は市民が路線、時刻表等を計画し、市民が経営感覚を持ち、継続していくにはどうしたら良いのか月に1回程度の定期で運行会議を行い、路線、利用料の見直しを図って、利用者拡大に尽力していかなければならず、行政が計画したコミュニティバスでは継続は困難と考える。市民の意識改革も必要で本気で市民が考え、努力し、行政と連携して運行していかなければ、利用し易いコミュニティバスは作れないと実感した。